

## 特定給食施設及びその他の給食施設変更届記入上の留意点

特定給食施設変更届は、盛岡市健康増進法施行細則第2条及び盛岡市特定給食施設等指導要領で定められているものであり、特定給食施設及びその他の給食施設に以下の事項に変更が生じたとき、1月以内に当該施設所在地の保健所長に届け出なければならないこととなっているものです。

### 変更届が必要な事項

- 1 設置者の住所（所在地）の変更
- 2 設置者の氏名の変更。法人にあっては、法人の名称及び代表者氏名の変更。ただし、設置者が自治体の場合、長の変更届は不要。
- 3 給食施設の名称の変更
- 4 給食施設の所在地の変更
- 5 給食施設の種類のの変更
- 6 次に示す1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数の変更
- 7 管理栄養士及び栄養士の員数の変更

### 変更届が必要となる予定給食数

- 1 許可病床数及び入所定員の定めがある給食施設が許可病床数又は定員数に変更があった場合
- 2 1以外の給食施設が、規則第7条第1号又は第2号の規定に該当する施設となった場合若しくは該当しなくなった場合

### 1 変更事項の欄

上記「変更届が必要な事項」の中から、今回の変更に対応する事項及びその事項に対応した変更前と変更後の状況について明記すること。

### 2 変更の理由の欄

1の変更事項が生じた理由を明記すること。

### 3 変更の年月日の欄

1の変更事項が生じた年月日を明記すること。

なお、変更事項が生じた年月日が不明の場合、不明と記入するか若しくは施設が設定した任意の日でも可能とする。

また、旧法の集団給食施設開始届との変更内容、変更年月日が確認できない場合、保健所の指示を仰ぐこと。